

四條畷学園大学

平成 24 年度 再評価
自己評価報告書（再評価）・本編
[日本高等教育評価機構]

平成 24(2012)年 6 月
四條畷学園大学

目 次

I. 建学の精神	p.1
II. 沿革と現状	p.3
III. 基準ごとの自己評価	p.6
基準 5. 教員	p.6
基準 7. 管理運営	p.22

I. 建学の精神・四條畷学園の基本理念および教育目的、四條畷学園の個性・特色など

1. 建学の精神・四條畷学園および四條畷学園大学の基本理念

1-1 建学の精神・四條畷学園の基本理念

四條畷学園は、大正 15(1926)年、牧田宗太郎と牧田環のご兄弟によって、「四條畷高等女学校」として創設された。

二人の創設者(牧田宗太郎、牧田環兄弟)の亡き母に対する「報恩感謝」の念をあらわされたものが四條畷高等女学校であり、このことから本学園の建学の精神は、「報恩感謝」である(表1)。

四條畷学園の建学の精神などを各校園で統一を図るとともに牧田宗太郎、牧田環のご兄弟の精神を受け継ぐために、平成 24(2012)年から建学の精神、教育理念と教育方針を新たに整えた(表1)。

表1 楠のかをり抜粋、四條畷学園 70 年記念誌抜粋

創立 10 周年記念「楠のかをり」第 19 号特輯“伸びゆくわれらが学園”から
-----。即ち本校こそは校主兄弟が亡き母へのご恩に酬ゆるために建てられたる記念の殿堂であり、「報恩感謝」の奉仕事業である。

「四條畷学園 70 周年記念誌」から
そもそも本学園は、牧田宗太郎先生とそのご兄弟が、自分たちを立派に育て上げてくれた亡き母に対する「報恩感謝」の念をあらわそうと創設されたものです。

表2 四條畷学園の建学の精神など(平成 24(2012)年)

○建学の精神 「報恩感謝」

本学園は、牧田宗太郎、環兄弟によって大正 15 年(1926 年)に設立されました。

兄弟は、自分達が教育界・実業界で世の役に立つことができたのは、厳しい中にも慈しみ深い愛情をそそぎ、教育してくれた母がいたからこそだと、母への感謝と敬愛の念をつねに胸に深く抱いていました。そして、母に対する報恩の心を表すために、史情豊かな四條畷の地を選び、ここに教育の理念を実現させるべく学校を建てようと念願されました。このようにして本学園の母体となった四條畷高等女学校が設立され、母に対する報恩感謝の念が具現化されたのです。この至純なる精神は、本学園建学の精神として後世に引き継がれ、今日の総合学園に至る発展の歩みを支えるものとなっています。

○教育理念 「人をつくる」

教育の目的は人をつくることであり、人をつくることは、徳、知、体三育の偏らざる実施とその上に立つ品性人格の陶冶に依ってのみ可能です。

実践躬行

品性人格は、単に知識を身につけるだけでなく、身をもって実際に行うことにより修得されます。

Manners makes man

礼儀正しい行いを身につけることが、人として成長し、品性人格の備わった人になることにつながります。

○教育方針 「個性の尊重」「明朗と自主」「実行から学べ」「礼儀と品性」

「個性の尊重」

個々の人が持つ異なる性格と特色ある才能とを尊重し、これを画一化することなく、それぞれの天賦の才能を探究し、発揮させます。

「明朗と自主」

自分達の未来を信じて、明るく朗らかで、何事にも自主的、積極的に取り組む人を育てます。

「実行から学べ」

知識は実践を伴ってこそ価値があることを知り、「知って行い、行って知った」という過程を通じて学ぶ人を育てます。

「礼儀と品性」

礼儀と礼節を重んじ、自らの教養を磨く、品性豊かな人を育てます。

1-2 四條畷学園大学の基本理念など

四條畷学園の「建学の精神」、「教育理念」、「教育方針」は、四條畷学園大学にも受け継がれている。その使命や目的も掲げている（表3）。

表3

	四條畷学園	四條畷学園大学
建学の精神	「報恩感謝」	「報恩感謝」
教育理念	「人をつくる」	「人をつくる」
教育方針	「個性の尊重」「明朗と自主」 「実行から学べ」「礼儀と品性」	「個性の尊重」「明朗と自主」 「実行から学べ」「礼儀と品性」
使命	(各校・園により異なる)	人間性豊かな高い職業倫理観を持ち、高度の科学性と技術性を備えた職業人を世に送り出すこと
目的	(各校・園により異なる)	①社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること ②科学する力と旺盛な研究心を身に付けたセラピストを育成すること ③セラピストとしての実践力を育成すること

2. 四條畷学園大学が目指す大学像

近年の社会構造、疾病構造の変化に伴ってキュア（治療）からケア（介護）への転換が求められており、リハビリテーション医療の充実が急務である。すなわち少子高齢化社会への急激な変化、医療の現場においては高度先進医療の進歩、救急救命システムの

充実に伴う、急性期からの障害予防に対する考え方の変化、健康増進や寝たきり予防、介護保険制度の普及に伴う関連職種の教育制度の充実等が大きな変化となっている。

このような背景の中、理学療法士や作業療法士に対する期待は高まる一方といえる。本学では単なる専門的知識や技術を修得した医療技術の提供者としての理学療法士、作業療法士に止まらず、建学の精神、教育理念及び教育目的に沿って、豊かな教養と高い倫理観を兼ね備えた理学療法士、作業療法士を養成することによって、社会の要請に応じることのできる大学を目指している。

II. 四條畷学園大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

本学園は、牧田宗太郎と牧田環ご兄弟によって大正 15(1926)年に設立された。

お二人は、自分達が教育界や財界にて貢献できたのは、母の厳格にして慈愛に充ちた教えの賜であるとして、母に対して深く感謝し、常に深い敬愛の念を抱いていた。

兄、牧田宗太郎は、大正 8(1919)年に欧米の教育事情の視察と研究のため渡欧したが、その際、わが国においても高い教育に立脚した子女教育が必要であることを痛感し、帰国後、母に対する報恩の一端として、将来妻として、また母として社会の進歩に順応し得る子女を教育し高い教養と、優れた個性を備えた女性を育成する目的で、弟、牧田環の協力を得て、四條畷高等女学校を設立した。

爾来、本学園は建学の精神「報恩感謝」の実現に努力し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学と一貫教育機関としての学園を形成し、ここに 80 年以上にわたる発展の歩みを続けてきた。

平成 17(2005)年 4 月には四條畷学園大学が設置され、幼稚園から大学までの総合学園となった(表 4)。

表 4 四條畷学園大学の沿革

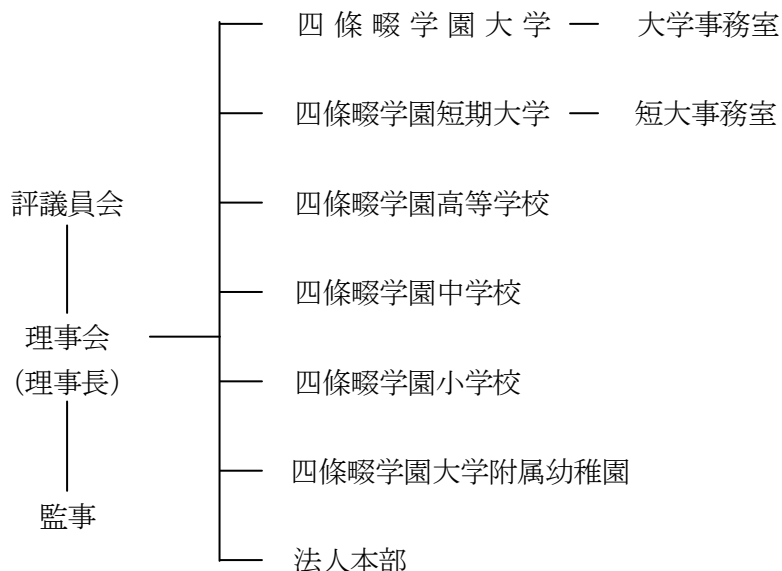
大正 15(1926)年	四條畷高等女学校創設
昭和 16(1941)年	四條畷学園幼稚園設置
昭和 21(1946)年	高等科設置認可
昭和 22(1947)年	四條畷学園中学校設置
昭和 23(1948)年	四條畷学園小学校設立認可
昭和 39(1964)年	四條畷学園女子短期大学家政科設置認可
平成 8 (1996)年	四條畷学園創設 70 周年
平成 12(2000)年	四條畷学園女子短期大学を四條畷学園短期大学に名称変更
平成 13(2001)年	四條畷学園短期大学にリハビリテーション学科を新設
平成 17(2005)年	四條畷学園大学リハビリテーション学部を設置

2. 本学の現況

(1) 学園本部所在地

〒574-0001 大阪府大東市学園町 6 番 45 号

(2) 学園の機構



(3) 四條畷学園大学の所在地

〒574-0011 大阪府大東市北条 5 丁目 11 番 10 号

電話番号 072-863-5043

ファクシミリ 072-863-5022

(大学事務室)

上記

(大学・短大本部事務室)

〒574-0001 大阪府大東市学園町 6 番 45 号

電話番号 072-879-7231

ファクシミリ 072-879-7237

(4) 学舎の所在地

大学リハビリテーション学舎

〒574-0011 大阪府大東市北条 5 丁目 11 番 10 号

電話番号 072-863-5043

ファクシミリ 072-863-5022

四條畷学園大学

短大学園町学舎（保育学科・介護福祉学科）

〒574-0001 大阪府大東市学園町6番45号

電話番号 072-879-7231

ファクシミリ 072-879-7237

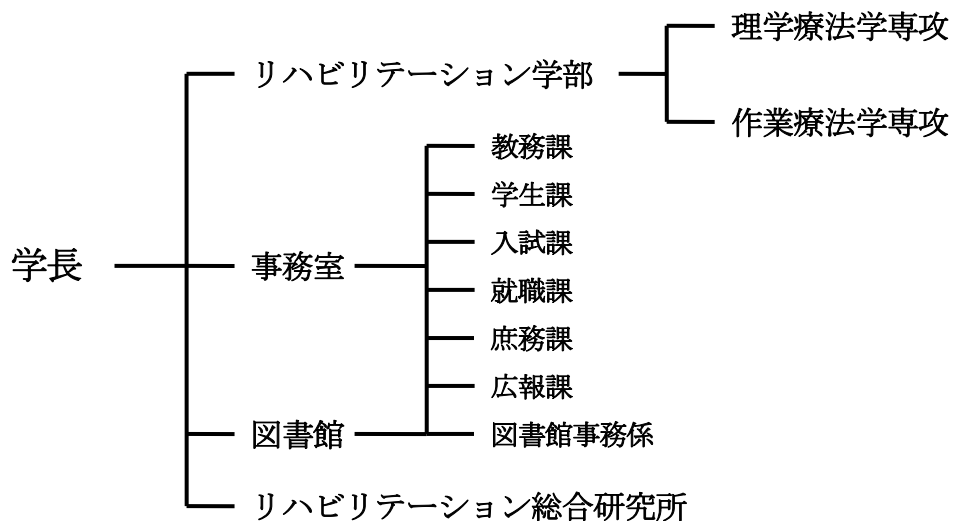
短大北条学舎（ライフデザイン総合学科）

〒574-0011 大阪府大東市北条4丁目10番25号

電話番号 072-876-6171（代表）

ファクシミリ 072-878-5155

（5）大学の機構



Ⅲ. 基準ごとの自己評価

基準5 教員（教育研究活動、教員人事の方針、FD(Faculty Development)等）

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

《5-1の視点》

(1) 事実の説明（現状）

平成 22(2010)年度評価報告書において「改善を要する点」として指摘を受けた事項の改善状況

【改善を要する点】

授業を担当していない教授と休職中の教授を除くと大学設置基準に規定する専任教授数を満たしていないので、早急に改善が必要である。

【改善状況】

平成 23(2011)年 4 月に、一般教育科目担当高橋和男教授（担当科目は表 5-1 教員の専門領域と担当科目参照）、専門基礎科目担当松山辰男教授が着任し、作業療法学専門科目担当銀山章代准教授が教授に昇任し、平成 22 年 11 月より休職中であった理学療法学専攻鈴木康三教授が平成 23 年 8 月に復職した。これにより一般教育科目担当教授 5 名、専門基礎科目担当教授 3 名、理学療法専門科目担当教授 2 名、作業療法学専門科目担当教授 2 名、合計 12 名となった。

平成 24 年 3 月に一般教育科目担当の教授 1 名が退職したが、平成 24 年 4 月に一般教育科目担当の中西祥彦教授、新たに理学療法学専門科目担当長野聖教授が着任し、これにより一般教育科目担当教授 5 名、専門基礎科目担当教授 3 名、理学療法専門科目担当教授 3 名、作業療法学専門科目担当教授 2 名、合計 13 名となった。以上の対応により、大学設置基準に規定する専任教授数（11 名）を確保した。

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

本学の教育課程は、理学療法士および作業療法士を養成することを目的としたものであり、文科省による大学設置基準に加えて、「理学療法士及び作業療法士法」に基づいた理学療法及び作業療法学校教育指定規則による教育内容と単位数を教授しなければならない。

本学の特徴として、常勤教員は、一般教育科目担当、専門基礎科目担当、理学療法学専門科目および作業療法学専門科目担当教員によって構成されている。専門科目担当教員には、理学療法士免許所有者 10 名(教授 3 名、准教授 2 名、講師 4 名、助教 1 名)が理学療法学専攻に、作業療法士免許所有者 7 名(教授 2 名、准教授 4 名、講師 1 名)が作業療法学専攻に配置されている。

教員の専門領域と担当科目は「表 5-1：教員の専門領域と担当科目」に示すとおりである。

四條畷学園大学

表 5-1 教員の専門領域と担当科目

一般教育科目担当				
職名	所属	氏名	専門領域	担当科目
教授	作業	坂口守彦	動物に関する応用生物科学	生物学
教授	作業	高橋和男	応用工学	数学、物理学
教授	作業	緑川知子	ファッションセラピー、ユニバーサルファッション	生活技術演習
教授	理学	植村興	健康維持・増進のための攻め（セラピーへの動・植物の応用）とまもり（感染症や食中毒の阻止）の基礎固め	アクティビティー論Ⅰ、公衆衛生学（専門基礎分野）
教授	理学	中西祥彦	宇宙線粒子物理学、情報教育学	情報科学、情報リテラシー

専門基礎科目担当				
職名	所属	氏名	専門領域	担当科目
教授 学長	理学	河井秀夫	末梢神経外科（とくに外傷性腕神経叢麻痺に対する機能再建術）、整形外科学、リハビリテーション医学、リウマチ学、手外科学	医学概論、リハビリテーション医学
教授	作業	松山辰男	内科学、糖尿病、消化管ホルモン	内科学
教授	理学	小西啓悦	実験奇形学に基づく奇形発生の機序解明と予防	解剖学Ⅰ・Ⅱ、機能解剖学Ⅰ・Ⅱ、解剖学Ⅱ実習、理学療法研究論、理学療法学研究Ⅰ

理学療法学 専門科目担当				
職名	氏名	専門領域	担当科目	
教授 学部長	森永敏博	運動器系理学療法、高齢者に対する理学療法、理学療法教育・制度	リハビリテーション概論、理学療法管理学、医学英語、地域リハビリテーション実習Ⅰ	
教授 専攻長	鈴木康三	各疾患への義肢装具適応に対する理学療法、慢性閉塞性肺疾患への呼吸理学療法	義肢装具学、義肢装具学Ⅱ、地域リハビリテーション実習Ⅱ、内部障害系運動療法学概論、理学療法学研究Ⅱ、	
教授	長野聖	地域リハビリテーション、地域ケア制度、公衆衛生学	理学療法概論、生活動作学Ⅰ・Ⅱ、理学療法研究論、日常生活動作障害学、生活環境論、理学療法学研究Ⅰ、臨床実習Ⅰ	
准教授	雨夜勇作	脳機能と運動の関係、脳損傷への運動効果と判定	理学療法入門、理学療法特論Ⅳ、循環器系運動療法学Ⅰ、代謝系運動療法学Ⅰ・Ⅱ、理学療法評	

四條畷学園大学

			価学Ⅲ、理学療法評価学実習、理学療法学研究Ⅳ、臨床実習Ⅰ
准教授	向井公一	ヒトの姿勢制御と認知機能、呼吸理学療法の科学性、高齢者の運動特性と日常生活の関連性	運動学Ⅲ、呼吸器系運動療法学Ⅰ・Ⅱ、循環器系運動療法学Ⅱ、理学療法特論Ⅵ、理学療法学研究Ⅱ、臨床実習Ⅱ・Ⅲ
講師	宮本靖	四肢・体幹のバイオメカニクス、筋電等を用いた身体運動機序の解析	運動学、運動学実習、運動器系運動療法学Ⅲ、理学療法特論Ⅴ、理学療法研究Ⅲ、基礎臨床実習
講師	川崎純	障害者スポーツの動作解析	運動療法学概論、物理療法学Ⅱ、運動療法学研究Ⅰ、スポーツリハビリテーションⅠ・Ⅱ、神経系運動療法学Ⅲ、理学療法学研究Ⅰ
講師	松木明好	ヒトの運動制御、中枢神経系理学療法	神経系運動療法学Ⅱ・Ⅲ、神経系運動療法学、理学療法評価学Ⅲ、理学療法学研究Ⅲ、臨床実習Ⅱ・Ⅲ
講師	青木修	変形性関節症患者の歩行分析と運動療法、脳血管障害片麻痺患者の姿勢制御と歩行分析	物理療法学Ⅰ、物理療法学、臨床運動学、理学療法研究論、理学療法研究Ⅲ、スポーツリハビリテーションⅡ、臨床実習Ⅰ、神経系運動療法学Ⅱ、理学療法特論Ⅳ
助教	北川智美	生活環境支援理学療法（健康増進・参加）	理学療法評価学、臨床理学療法評価学、理学療法評価学Ⅱ・Ⅲ、スポーツリハビリテーションⅡ、理学療法学研究Ⅲ、基礎臨床実習

作業療法学 専門科目担当			
職名	氏名	専門領域	担当科目
教授 専攻長	上田任克	自立度の改善・介護負担の軽減が図れる住宅改造と福祉用具の研究	作業療法入門、基礎作業学、生活環境機器技術学、生活環境機器技術学実習、地域リハビリテーション原論、作業適用学Ⅱ、老年期障害領域演習Ⅰ・Ⅱ、作業療法ゼミナールⅠ、地域作業療法学、地域作業療法学演習、

四條畷学園大学

			作業療法特論Ⅳ、臨地見学実習Ⅱ、作業療法研究
教授	銀山章代	精神障害リハビリテーション。精神障害作業療法、集団作業療法、	作業療法評価学、作業療法評価学実習Ⅱ、集団活動演習、基礎作業学実習、精神障害領域演Ⅰ・Ⅱ、作業療法概論Ⅱ、基礎作業学演習Ⅳ、精神障害治療学実習、作業療法管理学、作業療法特論Ⅱ、作業療法ゼミナールⅠ、地域リハビリテーション実習Ⅰ・Ⅱ、作業療法研究
准教授	松下太	認知症のケアおよびリハビリテーション、介護保険施設におけるリハビリテーション	基礎作業学実習、身体機能評価学、作業療法評価学、運動学入門、老年期障害治療学、老年期障害領域演習Ⅰ・Ⅱ、基礎臨床実習、作業療法ゼミナールⅠ、地域リハビリテーション実習Ⅰ・Ⅱ、作業療法研究
准教授	川上永子	脳卒中における作業療法技術	生活技術演習、神経系障害治療学、神経系障害治療学実習、日常生活技術学、日常生活技術学実習、身体障害領域演習Ⅰ・Ⅱ、臨地見学実習Ⅰ・Ⅱ、作業療法治療学総論、作業療法特論Ⅰ、作業療法ゼミナールⅠ、臨地見学Ⅱ、作業療法研究
准教授	杉原勝美	身体障害及び老年期作業療法	作業療法概論、運動器系障害治療学、運動器系障害治療学実習、身体障害領域演習Ⅰ・Ⅱ、作業療法治療学総論、身体機能評価学実習、作業療法管理学、作業療法ゼミナールⅠ、作業療法学演習、総合臨床実習、臨地見学実習Ⅰ、臨地見学Ⅱ、作業療法研究
准教授	北山淳	特別支援学校における作業療法	作業療法研究法、運動発達学、作業療法評価学、発達障害治療学、発達障害治療学実習、作業療法評価学実習Ⅲ、発達障害領

			域演習Ⅰ・Ⅱ、作業療法特論Ⅲ、作業療法ゼミナールⅠ、作業療法研究
講師	長谷川昌士	日常生活動作における動作解析	運動学、運動学実習、運動発達学、生活環境機器技術学、生活環境機器技術学実習、身体機能評価学実習、身体障害領域演習Ⅰ・Ⅱ、作業療法演習、作業療法ゼミナールⅠ、総合臨床実習、作業療法研究

理学療法学専攻について

一般教育科目ならびに専門基礎科目の担当者は資料（学生必携&履修の手引き）に示すとおりである。平成 23(2011)年度入学生より新カリキュラムを採用することになったことにより、新旧カリキュラムを同時開講中である。

自然科学系科目(10 単位)、人文・社会科学系科目(8 単位、新カリキュラムでは 10 単位)、外国語科目(4 単位)、健康科学(4 単位、新カリキュラムでは 2 単位)を指定規則の「科学的思考の基礎、人間と生活」(14 単位)の分野にあて、本学では 26 単位以上を履修している。このうち旧カリキュラムでは 8 科目 14 単位を専任教員が担当してきたが、新カリキュラムでは 8 科目 13 単位を担当することになった。

専門基礎科目の指定規則では「人体の構造と機能および心身の発達」(12 単位)、「疾病と障害の成り立ち及び回復」(12 単位)、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」(2 単位)、合計 26 単位以上となっているが、本学ではそれぞれ 20 単位、11 単位、2 単位を合わせた 33 単位、さらに選択科目 2 単位を加えて 35 単位以上となっており、このうち 14 科目 20 単位を専任教員が担当してきた。新カリキュラムに移行した結果、それぞれが 18 単位、17 単位、2 単位、合計 37 単位、選択科目 1 単位を加えて 38 単位以上となった。このうち 14 科目 20 単位を専任教員が担当している。

専門科目について、旧カリキュラムでは大別すると、運動器系理学療法、神経系理学療法、呼吸・循環・代謝系理学療法、さらに物理療法、スポーツリハビリテーション、義肢装具学や評価学、臨床実習などに分類した。これらを合わせて必修 61 単位、選択 6 単位を合わせた 67 単位が卒業要件となっている。新カリキュラムでは、専門科目を基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域リハビリテーション、臨床実習の 5 領域に再編し、それぞれの領域で 8 単位、5 単位、27 単位、4 単位、16 単位以上、合計 64 単位以上を卒業の要件とした。専任専門職教員の専門領域をみると、理学療法管理学、地域リハビリテーション (3 名)、義肢装具学、運動器系理学療法(3 名)、循環器系、スポーツリハビリテーション(3 名)、評価学、呼吸器系、運動学(3 名)、物理療法学(2 名)、神経系、代謝系である。専門職教員の員数と専門領域の員数の合計が一致しないのは、殆どの教員が複数の専門領域を有するからである。運動発達障害(小児系)は非常勤で対応しているが、専門教育科目は常勤教員によってほとんどの領域をカバーして

いる。

作業療法学専攻について

一般教育科目については、自然科学系科目(10単位、新カリキュラムでは8単位)、人文・社会科学系科目(10単位、新カリキュラムでは12単位)、外国語科目(4単位)、健康科学(2単位)を指定規則の「科学的思考の基礎、人間と生活」(14単位)の分野にあて、本学では26単位以上を履修している。このうち旧カリキュラムでは8科目14単位を専任教員が担当してきたが、新カリキュラムでは8科目13単位を専任教員が担当することになった。

専門基礎科目の指定規則では「人体の構造と機能および心身の発達」(12単位)、「疾病と障害の成り立ち及び回復」(12単位)、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」(2単位)、合計26単位以上となっているが、本学ではそれぞれ20単位、11単位、2単位を合わせた33単位、さらに選択科目2単位を加えて35単位となっており、このうち14科目20単位を専任教員が担当してきた。新カリキュラムに移行した結果、それぞれが18単位、17単位、2単位、合計37単位、選択科目1単位を加えた38単位以上となった。このうち14科目20単位を専任教員が担当している。

専門科目は、旧カリキュラムでは身体障害領域、精神障害領域さらに発達障害領域に分類し、これらをあわせて必修62単位、選択6単位を合わせた68単位以上が卒業要件となっていた。新カリキュラムでは理学療法学専攻と同様に基礎作業療法学、作業療法評価学、作業療法治療学、地域作業療法学、臨床実習の5領域に再編し、それぞれの領域で9単位、5単位、23単位、4単位、23単位、合計64単位以上を卒業の要件とした。専任専門職教員の専門領域を見ると、精神障害領域(2名)、身体障害(運動器系障害、神経系障害を含む領域3名)、発達障害領域(2名)、さらに地域リハビリテーション(2名)、老年期障害、日常生活活動を専門とする教員がそろっている。

5-1-② 教員構成(専任・兼任、年齢、専門分野等)のバランスがとれているか。

学部の教員は総数25名(学長1名、学部長1名、専攻長2名を含む)の専任教員によって構成されている。職位の構成は教授13名、准教授6名、講師5名、助教1名となっている。

教授13名のうち、理学療法学専攻に7名(学長、学部長を含む)、作業療法学専攻に6名が配置されている。その平均年齢は教授で62.3歳(理学療法学専攻平均61.3歳、作業療法学専攻平均63.5歳)、准教授6名の平均年齢は45.0歳で、そのうち2名が理学療法学専攻(平均年齢46.5歳)、作業療法学専攻に4名(平均年齢44.0歳)が配置されている。講師5名の平均年齢は37.8歳で、そのうち4名が理学療法学専攻(平均年齢37.5歳)、作業療法学専攻1名(年齢は39.0歳)が配置されている。理学療法学専攻助教は34歳である。

これに対して兼任教員の総数は47名で、その平均年齢は44歳である。これらの教員による担当科目の領域は、専任教員では担当できない一般教育科目、専門基礎科目、臨床医学や、理学療法学及び作業療法学それぞれの専門領域における最新のトピックスなどについて特論のような科目であり、兼任教員はこれらの科目の講義や実習を担当して

いる。

(2) 5-1の自己評価

教員編成は「大学設置基準」を上回る教員がバランスよく配置されている。理学療法学専攻、作業療法学専攻ともに専任教員による専門科目の領域をほぼカバーしており、教育課程を遂行するために必要な教員は適切に配置されている(表5-1 教員の専門領域と担当科目参照)。また、学生の教育指導上の問題については各専攻の会議を毎週火曜日に行い教育方針や方法の確認、学生に関する情報交換、実習地訪問の分担や実習地との連絡調整、学生の就学状況の報告などあらゆる情報の交換を行っている。両専攻にまたがる問題や決定事項に関しては原則月2回(第1、第3火曜日)学部会議を設けている。オープンキャンパスの開催時期や、入試時期においてはほぼ毎週開催している。

平成23(2011)年度より新たに早朝会議と情報連絡会を毎火曜日8時40分より開催することで、週単位の情報が全教員に共有されるようになった。このことによって日常的な些細な課題や問題の取り組みが可能になり、学生指導上非常に有意義であると評価している。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

理学療法学専攻の助教1名については、理学療法学専攻唯一の女性教員として学生指導や教育・研究面において専攻内の充実を図るために、学位取得のサポートを行ない、講師への昇任基準を早期に充たすように指導していきたい。また、一般科目担当教授陣の高齢化にも対処したい。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

《5-2の視点》

(1) 事実の説明(現状)

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

教員の採用・昇任については、平成17(2005)年4月1日に「教員任用規程(大学)」として「専任教員採用人事規程」、「非常勤講師の採用について」さらに「専任教員昇任人事規程」が制定され、規程集に収録されている。平成20(2008)年9月16日付で、四條畷学園大学・短期大学「客員教授」選考基準が、また「専任教員昇任人事規程」では、昇任に必要な本学での勤務年限、また業績については勤務年数に適応する研究業績として記載されていなかった昇任基準を平成23(2011)年1月25日付で「専任教員昇任に関する内規」として追加した。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用は、欠員の生じた場合「教員任用規程」に基づき、これを公募により補充してきた。

平成23(2011)年度人事では、教授2名(一般教育科目担当高橋和男教授、専門基礎科目担当松山辰男教授)、講師1名(作業療法学専門科目担当竹原仁美講師)を補充し、ま

た理学療法学専攻では、助教1名（北川智美助教）、10月より講師1名（理学療法学専門科目担当松木明好講師）を規程に基づいて審議した結果、適任者と認め、教授会において承認した。内部昇任については、平成22(2010)年度教授会により理学療法学専攻の雨夜勇作講師と向井公一講師を准教授に昇任し（平成22(2010)年10月1日発令）、作業療法学専攻の銀山章代准教授を教授に、川上永子講師を准教授に昇任（平成23(2011)年4月1日発令）した。

平成24（2012）年度人事では、一般教育科目担当中西祥彦教授、理学療法学専攻教授長野聖教授、青木修講師が着任するとともに作業療法学専攻では杉原勝美講師、北山淳講師がそれぞれ准教授に昇任した。

（2）5－2の自己評価

これまでに生じた欠員の補充に当たっては、当該専門領域を担当できる候補者を公募により募集、補充してきた。学内の規程に基づいて審査を進め採用を決定することに不都合は無かった。

一方昇任については、平成23年1月に「専任教員昇任に関する内規」が規定されて、昇任基準の明確化が図られ、平成23年4月に教授1名、准教授1名の昇任、平成24(2012)年4月に准教授へ2名の昇任があった。

（3）5－2の改善・向上方策（将来計画）

教育研究内容の充実を計る目的として、優れた教員を確保することが必須である。そのためには、教員が空席になることをなるべく早期に把握し、その対策を練ることが大切である。これまで直前に退職の意思表示をされたために対策が後手に回ってしまうことがあった。この点に関しては、退職の可能性について早期に相談あるいは意思表示を図るよう教員の啓蒙を図っている。また募集範囲については大学のホームページだけでなく、日本理学療法士協会や日本作業療法士協会などの団体を通じて情報を収集するとともに、個人の知己を通じた人材の確保などをより積極的に展開する。

内部昇任については学内規程に沿って適切な運用に努める。

5－3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

《5－3の視点》

（1）事実の説明（現状）

平成22(2010)年度評価報告書において「改善を要する点」として指摘を受けた事項の改善状況

【改善を要する点】

教務事務への援助などによって教員は「手一杯の状態」であり、それによる「時間的制約は計り知れない」と大学は自己評価しているが、教員が本来行うべき教育・研究活動に影響を及ぼしている点について、早急に改善が必要である。

【改善状況】

本学のような小規模大学では教職員の数が少なく、多くの学内行事はもちろん日常業務においても教員、事務職員にかかわらず総員で対応しなければならないとの認識は教職員の一致するところである。

例えば授業や試験の実施および成績管理、非常勤講師との連絡調整、厚生労働省の「理学療法士・作業療法士養成学校指定規則」によって規定された臨床実習を実施するための実習地確保や臨床指導者会議の開催など教務事務関係について事務サイドとの緊密な連携が必須である。平成 22（2010）年度自己点検・自己評価の時点においてこれらの事項に関する教員、事務サイドの役割分担や業務の効率化に関する検討が不十分との反省に立って早急に取り組む必要のある課題として、特に以下の 2 点を取り上げ重点的な取り組みを行った。

1. カリキュラム改正

本学はその前身として既存の短大の一学科としてスタートし、三年制の教育を 4 年間にわたって実施してきた。四條畷学園創立 80 周年を迎えるに当たり 4 年制学部教育に改組された経緯がある。このときほぼ 1 年分にあたる新たな授業時間と単位数（主として専門科目）が追加されることになった。本来 1 単位当たりの時間数は、原則として講義 15 時間、演習 30 時間、実習 45 時間となっている。これまで専門科目については講義 30 時間を 1 単位として換算した科目が多かったために単純計算をすると理学療法学専攻での卒業要件は 193 単位以上、時間数にして 3,795 時間となり、作業療法学専攻では 202 単位以上、時間数で 3,720 時間となった。そのため学生の負担が過重となるだけでなく、時間割が過密となり補講時間の確保もままならず、教員の負担も大きかった。

このことに対する問題認識はカリキュラム検討委員会ですでに把握していたために改善に向けての取り組みが既に開始されており、平成 23（2011）年度より新カリキュラムをスタートさせることができた。

その結果単位数は両専攻ともに 128 単位位に据え置いたものの時間数では理学療法学専攻 3,300 時間(13.0%減)、作業療法学専攻 3,420 時間 (8.1%減) となった。

2. 事務援助の効率化

事務援助の大部分を占めていたのが教務関係であった。

これに対し、教務情報システム(以下 UNIPA と略す)が平成 22（2010）年度より全学システムとして本格的に導入されていたこともあり、この活用方法について教務係と協議の末、別資料のように教員、事務ともに業務の大幅な簡素化を実現することができた。(資料 5-3 参照) このほか、これまでは大学事務長と短大事務長は兼務であったが、平成 22（2010）年 2 月より専任の事務長を配置したほか、平成 24(2012)年 5 月にアルバイトの職員を 1 名増員した。

以上、カリキュラムの改正、UNIPA の活用および事務職員の増員により、授業担当時間数や教務関係事務の大幅な削減が図られ、教員の事務負担が大幅に削減された。今後は、教員、職員の業務事務作業のさらなる簡素化、担当の明確化などについて検討する。

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

平成23(2011)年度より新カリキュラムがスタートしたことにより教員の担当科目や教員の教育担当時間に一部の変更があった。ただし、平成23(2011)年度の変更は1年次開講の一般教育科目分と一部の専門基礎科目のみであり、平成24(2012)年度は1年次配当科目と2年次配当科目の変更(生活科学、医学英語)はあるが、専任教員の教育担当時間の実質上の変化はなかった。

教員の教育担当に伴う負担の軽重は、講義科目、演習科目、実習科目などの担当が混在するために一概に単位数のみによって計ることは困難である。またオムニバス形式の授業や、実習授業の際には科目担当教員に限らず、他の教員が補助的にその科目に加わり、2~3名の教員でその科目を担当する場合もある。そのため、1人当たりの教員が担当する時間数を、正確に算出することは困難である。しかしながら、開講科目について便宜上教員数で単位数と時間数を除す方法で計算を試みた。理学療法学専攻教員一人の年間の平均担当時間数は325.2時間であり、単位数は7.45単位であった。作業療法学専攻では358.0時間であり、単位数は7.8単位であった。また週当たりの授業担当時間数を平均すると理学療法学専攻で平均8.2時間、作業療法学専攻で平均11.9時間となった。このほか、週一回の研修日が認められており、各教員は教育・研究に充てている。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)・RA(Research Assistant)等が適切に活用されているか。

本学は大学院が設置されておらず、TAやRAの人員が配置されていない。ただし学内のIT関連の保守、点検のために嘱託職員が配置され、情報リテラシー、情報科学などの授業においてTA的な役割を果たしているだけでなく、教員の研究活動においても有益な情報提供を行っている。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。

研究費等の配分については「研究費及び研究旅費の取り扱いについて」(平成17(2005)年4月)に基づき、適切に配分されている。

平成23(2011)年度実績では、研究費総消費額は5,501,197円であり、その内訳は教授一人当たりの平均額が436,500円、准教授258,306円、講師270,031円であった。講師費消分のうち理学療法学専攻の一人当たりの平均額は330,443円であり、作業療法学専攻は209,770円であった。

(2) 5-3の自己評価

卒業に要する必要単位数は両専攻ともに128単位となっているが、専門職教員の1人当たりの年間担当単位数は理学療法学専攻と作業療法学専攻を平均すると11.1単位であり、1週当たりの担当時間数は9.74時間となる。これに加えてクラス担任や就職、学習指導、個別的な学生相談、臨床実習訪問指導および委員会活動などが加わることになる。

平成23(2011)年度より開始した新カリキュラムの運用により旧カリキュラムの単位未修得者に対する旧カリキュラムの科目開講が必要となり、時間割編成上の困難が生じることになってしまった。これらの科目は、平成23(2011)年度および平成24(2012)年度は主として一般教育科目であったが、今後学年進行が進むにつれ専門科目の単位未修得者に対する対応も考える必要がある。

カリキュラムの見直しや教務事務の効率化、分担の見直し、さらに事務職員の増員によって教員の教育、研究に対する物理的制約は大幅に改善された。

また本学では、臨床施設を併設していない点を考慮して、臨床データの蓄積や教育へのフィードバックなどを目的とした週一回の研修日が認められており、これらを勘案すると教員の教育、研究環境は大幅に改善された。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

教育効果を上げ、学生に対する負担を軽減するために平成23(2011)年度より新カリキュラムをスタートした。その教育効果は学年進行を待たないと明確に確認することはできないが、旧カリキュラムに対する手当てが必要な過渡期においては、一時的に残存する旧カリキュラムの単位未修得者履修者への対応が当面の課題である。

5-4. 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

≪5-4の視点≫

(1) 事実の説明（現状）

平成22(2010)年度評価報告書において「改善を要する点」として指摘を受けた事項の改善状況

【改善を要する点】

学生による授業評価や卒業生へのアンケート結果の活用が各教員に一任されているなどFD活動が全学として組織的に行われていない点について、改善が必要である。

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取組みが適切になされているか。

平成23(2011)年度に実施した継続的FD活動の取り組みとしては、教育活動を向上し、より良い授業の提供が出来ることを目的とした学生による授業評価である。前期および後期の授業終了時期に合わせて、学内ポータルサイトであるUNIPAを活用して実施した。また、今年度は全教員が授業の自己点検評価を行うべく、①学生による授業評価調査の集計結果、②学生の自由掲載内容、③今後の改善点（自己反省と改善点）の3項目について、全ての科目担当者に対して報告を依頼した。

以上の結果をFD委員会がとりまとめ、「授業評価報告書」として全ての科目担当者に配布し、自己点検評価から授業内容改善に繋がる全学的なシステム構築の一助とした。

また、これらと併せて、卒業時に本学のカリキュラムや教育内容、支援サービスなどについて卒業生による評価を行った。

その他、教育研究の改善のために平成23(2011)年度は以下の取り組みを実施した。

①専任教員を対象にした公開授業の実施

期間を設けて原則的にすべての授業を公開し、教員の積極的参加を促した。その後、参加者による評価、批判を含む意見交換を実施した。

②教育研究装置、機材の購入、設置

- ・ VICON 動作解析装置の新ソフト (Visual 3D) 購入
- ・ 脳機能評価用赤外線酸素モニター装置の購入、設置
- ・ 映像配信用サーバー設置 (ストリーミング配信) および配信用データの蓄積
- ・ 学生用、一部教員の PC 入れ替えおよびソフトの最新化
- ・ 運動療法実習室のプロジェクター設置

③実験室の整備

- ・ 脳機能評価用赤外線酸素モニター装置の設置のため新たな実験室を設けた。
- ・ 多目的実習室を実験室として使用できるようにした。

また、教員の研究活動を促進するために研究発表会(勉強会)を実施した。

平成 23(2011)年度リハビリテーション研究会実施について

①平成 24(2012)年 2 月 27 日 担当：三谷保弘講師

「四條畷学園大学におけるスポーツリハビリテーションの取り組みと研究成果」
参加者 6 名。

②平成 24(2012)年 3 月 28 日 担当：松木明好講師

「今までの取り組みと研究成果について」
参加者 10 名

1) 学生による授業評価アンケートについて (別冊：授業評価報告書・2011 年度版参照)

18 項目 5 段階評価から成る学生による授業評価アンケートを実施した。学生は、Web 上に導入された UNIPA を用いて記載した。結果の概要は「1. 学習行動と理解度」、「2. 学習意欲と評価」、「3. 学習意欲と行動」の 3 点から述べる。

[結果の概要]

1. 学習行動と理解度

出席率は極めて高く、8 割未満 (15 回の講義に対して 3 回以上休む) の学生は 2~3 名程度であった。しかし、授業の理解が良好な群が、出席率よりも少なかったことから科目の内容をわかりやすく教授する工夫がさらに求められていると考えられる。

2. 学習意欲と評価

学習意欲が積極的である群は一般教育科目：59.4%、専門基礎科目：71.4%、専門科目：77.2%であり、学年進行に伴い学習意欲が向上しているように見受けられる。

また、授業のわかりやすさの傾向が、自己学習態度の割合と同等な変化を見せている (一般教育科目：68.1%、専門基礎科目：72.7%、専門科目：79.5%) ことから、意欲と授業への理解度には関係がある可能性がある。

3. 学習意欲と行動

授業で不明な点や理解不足を自ら補う問題解決行動についての結果では、一般教育科目で 41.4%、専門基礎科目で 58.2%、専門科目で 57.6%と受動的な授業への取り組みよりも積極的に行動して、自ら問題を解決しようとする割合が減少している。また、自

己学習時間は、一般教育科目で7.4%、専門基礎科目で28.3%、専門科目で24.6%と学年進行に伴い増加しているが、1日あたり1時間以上自己学習をしている者の割合は減少している。

これら上記の点から、一般教育科目が中心である下位学年時において、既に意欲低下を示している学生に対して今まで以上の介入が必要であると考えられる。

2) 全教員による授業の自己点検評価

学生による授業評価終了後、「授業評価調査の集計結果」「学生の自由記載項目」から成る調査結果を担当科目ごとの教員に個別に伝達したうえで、今後の改善点（自己反省と改善目標）について自己点検を求めた（自由回答）。

[結果の概要]

非常勤講師を含めた全教員から回答が得られたが（別冊：授業評価報告書・2011年度版参照）、散見される内容は、「授業内容の提示方法の工夫」、「学生の理解度をきめ細かく確認するため、小テストなどを頻回に実施する。」、「基礎系の科目であっても、具体的な症例や臨床経験などをおして提示することで理解を深める。」というものであった。

3) 卒業生アンケートについて

学生による本学の評価を平成21(2009)年度より卒業時のアンケートとしてUNIPAを使用して実施している。結果の概要は「1. カリキュラムの満足度」、「2. 教育内容の満足度」の2点から記載する。

[結果の概要]

1. カリキュラムの満足度

興味や関心のある科目の有無、学びたい科目が十分にある、履修指導、授業時間、クラスの規模など概ね満足という結果であるが、科目間の連携において満足度が低く同じ教授内容の重複など教育内容についての教員間での連絡・調整を行う必要がある。

2. 教育内容の満足度

授業の分かりやすさ、テキストや教材の適切さ、学生の自主学習への配慮、成績評価の適切さの全ての項目においておおむね満足が不満足を上回っていたが、テキストや教材については他の項目より満足度が低く、再検討も必要である。また、自主学習しやすい環境を作ることが必要である。

(2) 5-4-①の自己評価（改善状況）

平成23(2011)年度はFD委員会による冊子「授業評価報告書」を作成し、全教員に配布した。本報告書を作成するにあたり、FD委員会が学生による授業評価アンケート、ならびに教員による自己点検評価の結果を分析し、全学的に共通して認識されるべき改善課題・目標を導き出した。

具体的には、「学生の理解度をきめ細かく確認するため、小テストなどを頻回に実施する」、「基礎系の科目であっても、具体的な症例や臨床経験などをおして提示することで理解を深める」、「これらは一般教育科目が中心である下位学年時から開始すること」の3点の全学共通の改善課題が得られたが、これらは本学の学生レベルに照らし合わせ

た場合に優先度が高く、まさに直近の課題と言えるものである。

このことにより、これまで教員個人の中でのみ認識されていた従来の自己改善目標に加え、全学的な共通課題として認識されるべき改善目標が教員間に周知徹底された。

こうした一連の経緯は、教員の自己点検評価から授業内容改善に繋がる全学的なシステム構築に資する取り組みと言えるものである。

(3) 5-4-①の改善・向上方策 (将来計画)

FD 委員会により作成された「授業評価報告書」における教員の自己点検評価は横断的な評価にとどまっており、授業内容のさらなる改善に向けて、継続性のある評価の視点が不可欠である。そこで、本報告書では次年度に向けて、教員の自己点検評価は前年度の結果を比較して行うべく、「教員による自己点検評価からみた集計結果 (昨年度との比較)」の項目を新規に設け、このことを全教員に周知している。次年度からは、前年度との比較を行うことで、各教員がよりよい授業への改善を目指すための指針を構築する一助となると思われる。

このように「自己点検評価から導き出された共通課題を認識できる報告書の配布」→「教員間の課題の共有化」→「教員個人の課題遂行・再評価」におよぶ PDCA サイクルに則った「改善」につながる縦断的なシステムを全学的に構築したことは、次年度に向けた改善策に資するものである。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

(1) 事実の説明 (現状)

本学の教育研究活動を活性化するために、まず研究体制の確立を図った。その方法として教員の研究テーマに沿ったグループ編成を行い、以下に示すような共同研究体制を確立した。

- 1) 基礎医学研究室 (教授 小西啓悦、講師 宮本靖)
 - ・実験動物を用いての廃用性筋萎縮の解明
 - ・拘縮および運動が骨代謝に及ぼす影響
 - ・身体構造解析による身体運動機能の再考
- 2) 運動機能解析研究室 (教授 上田任克、准教授 雨夜勇作、准教授 向井公一、講師 長谷川昌士、講師 宮本靖、講師 川崎純)
 - ・ストレスと身体運動の関係
 - ・呼吸理学療法技術の検証
 - ・自立度の改善、介護負担の軽減が図れる住宅改造と福祉用具
- 3) 運動療法学研究室 (教授 森永敏博、講師 松木明好、講師 宮本靖、助教 北川智美)
 - ・筋力トレーニングが身体に及ぼす影響
 - ・傷害予防トレーニング
 - ・肩関節周辺筋の機能解析に関する研究
 - ・運動制御

- 4) スポーツリハビリテーション研究室 (教授 河井秀夫、講師 川崎純)
*リハビリテーション総合研究所 参照
 - 5) 評価研究室 (教授 上田任克、講師 川崎純)
 - ・障害者スポーツにおける動作解析
 - ・聾者アスリートの運動特性
 - 6) 義肢装具研究室 (教授 鈴木康三、講師 川崎純)
 - ・障害体験前後における学生の意識変化について
 - 7) 認知・生活動作研究室 (准教授 松下太、准教授 川上永子、講師 杉原勝美)
 - ・認知機能が活動に及ぼす影響、および生活活動そのものを多角的に分析する。
 - 8) 作業遂行技能研究室 (教授 銀山章代、講師 竹原仁美、講師 北山淳)
 - ・活動における作業遂行技能
- これらのグループによる研究成果は、FD 活動の一環として研究発表会 (勉強会) で報告できるような体制を整えた。

(2) 5-4-②の自己評価

研究評価体制については、年間を通じて研究発表のノルマ化が指摘されているが具体的にこれを評価する方法は整備されていなかった。

平成 23(2011)年 1 月 25 日に「専任教員昇任に関する内規」が整備され、研究評価体制が明確になった。これにより教員の教育研究活動が活性化することが期待できる。

(3) 5-4-②の改善・向上方策 (将来計画)

年度毎の業績を研究紀要の巻末に業績集としてまとめ自己点検としているが、それらの研究内容や結果を研究発表会などで発表することによって教員の教育研究レベルの向上を図る。

[基準5の自己評価]

教育課程を適切に遂行するための教員数は確保されている。また専門領域における教員は適正に配置されている。研究活動では、複数教員が共同して大型装置を購入するなどの工夫を図っている。外部の競争的研究資金導入については平成 23 (2011) 年度坂口守彦教授による科学研究費 (研究テーマ: 魚介肉における「こく」の発言と隠し味の効果) を獲得したものの十分とは言えず、今後は積極的に科学研究費等へ応募して外部資金の導入を図る必要がある。

[基準5の改善・向上方策(将来計画)]

「専任教員昇任に関する内規」に基づいて研究論文の発表、学内校務分掌での役割、教育実績などを適正に評価することによって教員の教育研究活動の活性化に役立てるようにする。

基準7 管理運営（大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等）

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

(1) 事実の説明（現状）

平成 22(2010)年度評価報告書において「改善を要する点」として指摘を受けた事項の改善状況

【改善を要する点】

- ア) 平成 20（2008）年 3 月に開催された理事会の議事録では、当時の理事長が同理事会の席上で次期理事長を推薦し、結果、その被推薦者が理事長に選任されている。これは寄附行為に定める理事長選任手続きから大きく逸脱しており、改善を要する。
- イ) 大学の利益相反関係書類によれば、監事が経営する会社が大学の食堂関係の運営に参入している。これは監事の職務や職責と相反し、中立性を欠き不適切であるので、改善を要する。

【改善状況】

- 平成 23(2011)年 1 月の常任理事会において大学の認証評価「調査報告書案」の中の「指摘事項」等に関する対応策について協議の結果、「理事の改選期を統一し、その後寄附行為に基づき、理事長を選任する」、「学園北条食堂を別の業者に委託するか、学園の直営とする」が承認された。また、平成 23(2011)年 3 月の理事会および評議員会においてもこの報告を行い、了承を得たのを受けて、以下の通り改善を行った。
- ア) 理事長の選任については、平成 23（2011）年 6 月の理事会においてに寄附行為第 5 条第 2 項に定める手続きに沿って選任を行い、外部理事からの推薦を受けた川崎博司氏が理事長に選任された。
 - イ) 大学食堂の業者との運営委託契約は、平成 23(2011)年 3 月末をもって解消し、同年 4 月より学園がシェフ 1 名を雇用し、学園直営食堂としてスタートした。

平成 22(2010)年度評価報告書において「参考意見」として指摘を受けた事項の改善状況

【参考意見】

「事務組織・事務分掌規程」では「大学事務室」を組織図に掲げているが、別の「大学リハビリテーション学部事務室運営規程」には「リハビリテーション学部事務室」があり、規程間に不整合があるので、事務組織運営体制の整備が望まれる。

【改善状況】

「事務組織・事務分掌規程」および「大学リハビリテーション学部事務室規程」の見直しを行い、実態に沿った規程にするため、平成24(2012)年3月の理事会において、「大学リハビリテーション学部事務室運営規程」を「大学事務室運営規程」改訂した。

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能しているか。

学校法人の管理運営は「学校法人四條畷学園寄附行為」（以下、寄附行為という）、「寄附行為細則」に基づき「理事会」、「評議員会」、「常任理事会」、「校園長会議」、「教頭会議」を設置、「監事」を選任して行っている。平成17年4月の私立学校法改正を受けて本学校法人は、理事長が学校法人を代表してその業務を総理することとして、「学校法人四條畷学園寄附行為」の第11条および第13条において明確に規定している。管理運営に関する諸規則は、「四條畷学園事務組織・事務分掌規程」「大学事務室運営規程」に定められている。

大学は、その設置目的を達成するために「四條畷学園大学学則」（以下、学則という）を定め、建学の精神を具現化するための本学の使命・目的を明示している。

四條畷学園及び本学の管理運営体制は以下のとおりである。

1) 法人組織

「寄附行為」の定めに従い、理事会において四條畷学園全体の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会の諮問機関として設置している評議員会において、理事会の審議事項についての助言を得るとともに、監事を配置して法人の運営を監督している。

(1) 理事会（「学校法人四條畷学園寄附行為」第11条）

「寄附行為」に基づき最高の議決機関としての理事会が置かれ、9人の理事で構成されている。理事会は学校法人の業務を決し、理事長及び理事の職務の執行を監督する。監事は、法人の業務及び法人財産の状況を監査する職務を担っている。理事会は、毎年度4回定期的に招集開催される他、必要に応じて適宜開催される。平成23(2011)年度は、7回開催した。

理事会が審議・決定する事項で、大学に係わる主なものは次のとおりである。

- ・ 寄附行為の変更
- ・ 学部、学科等の設置、廃止
- ・ 学則の制定、改廃
- ・ 学校の設置、廃止
- ・ 予算及び決算の承認
- ・ 重要な規定・制度の制定、改廃
- ・ 学長の任免
- ・ 土地、建物等不動産及び重要な設備の購入、取得並びに変更

(2) 評議員会（「学校法人四條畷学園寄附行為」第18条）

寄附行為に基づき理事会の諮問機関として評議員会が置かれ、25名の評議員で構成されている。評議員会は事業計画、予算、決算、寄附行為の変更、学則の制定及び変

更に関する事項、その他法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認められた事項を審議し、理事会に意見具申する。評議員会は毎年度4回定期的に召集開催される他、必要に応じて適宜召集開催される。平成23(2011)年度は、5回開催した。

(3) 常任理事会（「寄附行為施行細則」第6条）

学園の経営および業務の運営に関する重要方針を協議するため、「寄附行為施行細則」に基づき常任理事会が置かれている。同会議は、理事長および常任理事で構成され、必要に応じて他の理事、監事の出席も可能で、原則毎月1回以上開催されている。平成23(2011)年度は12回開催した。

常任理事会の審議事項は次のとおりである。

- ・理事会に付議する事項
- ・理事会から付託された事項
- ・緊急に処理することを要する学園の業務に関する事項
- ・その他常任理事会において必要と認められた事項

(4) 校園長会議（「寄附行為施行細則」第7条）

「寄附行為施行細則」に基づき、学園の運営に関する重要方針の協議および各校園間の調整・連絡を行う目的で校園長会議が置かれている。同会議は、「校園長会議規程」の定めに従い、理事長、副理事長、常務理事、各校園長、法人本部事務局長、その他議長が必要と認められた者から構成され、原則月1回以上、定期的で開催している。大学関係者は学長、学部長、事務長が出席している。平成23(2011)年度は13回（内2回は臨時会議）開催した。

校園長会議の審議事項等は、「校園長会議規程」に次のとおり定められている。

- ・学園の基本方針の下に、学園運営の全般的な施策について協議・分析・立案に係る事項
- ・円滑な学園運営の実施に関して、各校園間の調整・連絡に係る事項
- ・学園運営に関する情報提供に係る事項

(5) 教頭会議（「寄附行為施行細則」第8条）

「寄附行為施行細則」に基づき、学園の運営に関して実務上の課題の協議および各校園間の調整・連絡を行う目的で教頭会議が置かれている。同会議は、「教頭会議規程」の定めに従い、理事長、副理事長、常務理事、各校園の副学長、教頭、法人本部事務局長、その他議長が必要と認められた者から構成され、原則月1回以上、定期的で開催している。大学関係者は、事務長が出席している。平成23(2011)年度13回（内2回は臨時会議）開催した。

教頭会議の審議事項等は、「教頭会議規程」に次のとおり定められている。

- ・理事長指示事項、校園長会議協議事項等の円滑なる実施について、各校園間の調整・連絡に係る事項
- ・学園運営の実務上の諸問題について協議・分析・立案を行い、別途定める校園長会議への諮問に係る事項
- ・学園運営に関する情報提供に係る事項

2) 教学組織

学則に基づき、最高意思決定機関として教授会が置かれており、教授会は「教授会

規程」に基づいて運営されている。教授会を円滑に運営するために、学部会議が設けられている。さらに、理学療法学専攻、作業療法学専攻それぞれに専攻会議が設置され、専攻毎に管理・運営を行っている。このほか教授会規程に基づきテーマ毎に多くの委員会が設置され、きめ細かな運営体制が構築されている。

(1) 教授会

教授会は、「教授会規程」の定めにより、教授をもって構成されるが、必要あるときは准教授及び専任講師を参加させることができる。教授会は学長が議長をつとめて運営され、案件に対する議決は出席構成員の過半数の賛成による。専任教員採用人事案件については「教員任用規程」に基づき、学長が人事会議を招集の上審議し、教授会の承認を得る。教授会は、毎月第4火曜日に定期開催されるが、必要に応じて適宜招集開催される。平成23(2011)年度は、20回開催した。

教授会における主な審議事項は、次のとおりである。

- ・学則及び学内の重要な規定に関する事項
- ・教育課程に関する事項
- ・学生の入学、休学、退学及び卒業に関する事項
- ・学生の賞罰に関する事項
- ・教員人事における候補者の推薦に関する事項
- ・その他教育上重要と認められる事項

(2) その他の会議

学内の様々な検討課題の討議と情報共有を図る目的で、学部会議が月2回開催されている。出席者は学部長以下常勤の教員に加え、事務室から事務長或いは次長が出席している。また、専攻内での様々な問題の検討と情報共有の場として、理学療法学専攻・作業療法学専攻毎に、それぞれ専攻会議が週1回催されている。出席者は専攻長以下常勤の教員全員である。このほかに、教授会規程に基づき、下記のとおり、様々な委員会が設置されている。委員会は各々の委員会規程に基づき運営され、必要の都度開催されている。

- ・定例委員会
「教務委員会」「就職委員会」「学生委員会」「入試検討委員会」「入試運営委員会」
「図書・公開講座委員会」「広報委員会」「学生相談委員会」「FD委員会」
「倫理委員会」「紀要編集委員会」「自己点検・自己評価委員会」
- ・臨時委員会
「カリキュラム検討委員会」
- ・学園関係委員会
「情報化教育・全学連絡協議会」「全学園ボランティア委員会」「人権委員会」
「ハラスメント防止委員会」「安全衛生委員会」「大学活性化委員会」

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

法人の役員（理事・監事）及び評議員の選任については「寄附行為」第6条、第7条および第22条に定めており、これに基づき選任している。

学長の選任に関しては「学長及び学部長・学科長・校園長の選任について」に明確に示され、そのほかの大学役職者の選考は「教員任用規程（大学）」に明示されている。

1) 法人の役員

法人の役員は理事と監事からなり、理事は6人以上9人以内とし監事は2人を定員としている。平成23年5月の理事会において、理事、監事の再任、新規選任の手続きを行い、改選時期を統一した。また、理事長の選任については、理事のうちから1人が理事長として理事会の議決を経て選任されることになっており、平成23(2011)年6月に手続きに沿って選任した。理事長は、理事のなかから2人以内を副理事長、常務理事とすることができる。選任理事は次のとおりである。

- ・大学学長
- ・評議員のうちから1人以上2人以内
- ・学識経験者及び特に学校教育に功績があった者のうちから4人以上6人以内

監事は、法人の理事、職員、又は評議員以外の者であって理事会において選出された候補者の中から評議員会の同意を得て、理事長が任命する。

2) 学長

学長の選任は、「学長及び学部長・学科長・校園長の選任について」の規程にもとづき、学園の内外を問わず、広い視野に立って理事会の議決を経て選任され任期は4年である。なお学部長・学科長の任免に関する事項は理事長が行う。

(2) 7-1の自己評価

法人の理事及び評議員は、各方面からの意見を広く聴けるように、学内は勿論、同窓会及び学識経験者も含めてバランスを図りながら選任されている。

法人の管理運営については、理事会に諮る重要事項を除き、原則月1回以上開催される常任理事会で審議、決定され円滑に行われている。また、学内の管理運営については「事務組織・事務分掌規程」「大学事務室運営規程」にもとづき、学長・事務長を中心として行われている。

理事会、常任理事会で審議、決定された諸事項は毎月開催される校園長会議又は教頭会議を通じて全教職員に周知徹底されている。

大学に関する重要決定事項は、教授会において審議、決定され、専攻長から各々の専攻会議を通じて全教員に速やかに周知される。

以上、管理運営体制は十分整備され、適切に機能している。

(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

「改正私立学校法」の施行を受けて、現在まで行ってきた学園の管理運営体制全般にわたる改善努力を今後も継続し、問題点を見極めながら一層の向上策を講じていくとともに、これまで通り、経営の透明性確保に努める。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2の視点》

(1) 事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

1号理事として選任される学長は、教学部門の最高責任者であり、理事会および常任理事会に出席することにより、管理部門と教学部門の連携を図っており、教学部門の意思が理事会に反映され、一方、理事会の考え方も教授会を通じて教学部門に伝達される。

また、前述した法人本部事務局主催の校園長会議・教頭会議を通じて、事業計画や事業報告、予算、決算等管理運営に関する重要事項について、報告、協議が行われ、管理部門と教学部門との意思疎通、相互連携が図られている。

(2) 7-2の自己評価

管理部門と教学部門とは明確に役割分担しながらも意思の疎通と連携は適正に行われている。これまで、理事会は教授会の意思を尊重し判断を下してきており、経営側と教学側の間には何ら問題が生じていない。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

現在の管理部門と教学部門の良好な関係を今後も維持しながら、問題点の洗い出し努力を継続していく。

7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

《7-3の視点》

(1) 事実の説明

平成 22(2010)年度評価報告書において「改善を要する点」として指摘を受けた事項の改善状況

【改善を要する点】

- ア) 教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、大学は学校教育法第 109 条第 1 項に定める「自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことを実践されていない。このことは法律に抵触しているので、改善を要する。
- イ) 大学は平成 17(2005)年度に設立され、平成 21(2009)年度に至り自己点検・自己評価委員会を設置して点検・評価を進めたが、その結果が学内外に公表されず、従って大学の運営に反映されていないので、自己点検・評価体制の改善を要する。

【改善状況】

上記 2 点の指摘を受けて、認証評価受審時に作成した自己評価報告書・本編を再点検して、平成 23 年 4 月に自己評価報告書としてホームページに初めて掲載するとともに、「自己点検・自己評価委員会」の委員長を学部長から学長に変更し、学長主導の体制とした。また、「自己点検・自己評価委員会」で自己評価報告書を以後毎年度作成・公表することとし、平成 23 年度版を平成 24 年 5 月にホームページ上に公表した。この他平成 24 年 5 月には「自己点検・自己評価委員会」を学内の臨時委員会から定例委員会に変更し、恒常的に自己点検・自己評価の実施を明確にした。

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

本学は、「四條畷学園大学学則」の第2条に「本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を実施し、その改善・充実に努める。」と定めて、「FD委員会」を中心にして自己点検・評価活動を展開してきたが、平成21(2009)年度に学部長を委員長として「自己点検・自己評価委員会」を設置し、問題点の徹底的な洗い出しと同時に、改善策のスピーディーな実施を目的に理事長・事務局長・事務長等を含めた管理部門と教学部門(学長・学部長他)が一体となって、「大学活性化委員会」を立上げた。しかしながら、改善項目の洗い出しと検討は行なわれたが、自己評価報告書に関しては、認証評価受審時までには完成・公表に至らず、前述のごとく【改善を要する点】として指摘を受けた。本学はこの指摘を真摯に受け止め、前述したとおり、自己点検・自己評価体制の強化を図り、「自己点検・自己評価委員会」で毎年度自己評価報告書の作成・公表を行なうことを決めた。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

「学生による授業評価アンケート」「卒業生による教育評価アンケート」等の結果については、専攻会議や学部会議に報告され教員全員にその内容が周知され、授業内容・実習内容の改善に活用している。また、講師会と称して年2回非常勤講師との意見交換会を開催し、授業評価アンケートの結果を踏まえて、教育内容の改善に向けて全学的な取り組みを行なっている。加えて、平成23年4月から早朝会議と称して、学長・学部長・事務長等の主要メンバーで毎週火曜日8時40分からミーティングをもち、当面の課題や学生からの要望事項について時機を失さないように、スピーディーな問題解決に努めている。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

「学生による授業評価アンケート」「卒業生による教育評価アンケート」の結果については、紙ベースでの学内限りの報告にとどまっている。また「大学活性化委員会」の議事録は教職員共有フォルダに格納し、教職員全員が閲覧可能である。また、前述したように平成23(2011)年度版の自己評価報告書を大学ホームページに掲載した。

(2) 7-3の自己評価

上記のとおり、平成21(2009)年に「自己点検・自己評価委員会」を立ち上げたが、より早い時期に設置し、認証評価受審に向けて対応すべきであった。また、自己点検・評価結果の公表については、学内・学外への公表がなされていないなど、不十分な対応になっていたが、平成22(2010)年度に自己評価報告書を作成・公表し、平成23(2011)年度版をこの度作成・公表した。

(3) 7-3の改善・向上方策(将来計画)

平成22(2010)年度に受審した評価機構による認証評価受審結果は、残念であるが「保

留」の評価を受け、平成 24(2012)年度に再評価を受審することになったが、その結果については冊子体に加えて電子媒体（ホームページなど）による公表を計画している。また、学生による授業評価アンケート等についても早期に冊子体およびホームページでの公表を計画している。

少子化時代において学生が魅力を感じることができる特徴ある大学になるべく、また国家試験 100%合格に向けて教育の質的向上を図るため、管理部門と教学部門が一体となって問題解決と改善活動に取り組む必要がある。そのために、引き続き「自己点検・自己評価委員会」を中心として、早朝ミーティング、学部会議等で問題点の洗い出しと解決に向けて検討を行なう所存である。

【基準7の自己評価】

管理部門については、平成 20(2008)年度に「寄附行為施行細則」を制定し、「常任理事会」、「校園長会議」および「教頭会議」等の制度改善を行った。

法人の管理部門と教学部門は良好な関係を保ちながら、それぞれの役割分担に応じて管理運営及び教学活動を遂行してきた。それぞれの管理運営体制は適正に整備され、両組織とも円滑に運営されている。

一方、認証評価受審に向けた準備が遅くなったこと及び自己点検・評価活動の結果公表が認証評価受審時において学内・学外ともできていなかったことは反省点ではあるが、現在は「自己点検・自己評価委員会」を中心として、学部会議や毎週の早朝ミーティングで多方面にわたり、問題点の洗い出しとその対策及び進捗状況の確認を行なっており、自己点検・評価活動体制は効果的に機能している。

【基準7の改善・向上方策（将来計画）】

管理部門、教学部門の体制は概ね整備されているが、大学を取り巻く激しい環境変に対応すべく、今後とも、学長が理事として参加する理事会・常任理事会また評議員として参加する評議員会、そして法人本部が主催する校園長会議・教頭会議を通して、管理部門と教学部門の緊密な連携関係と適切な役割分担を維持するとともに、学内では「自己点検・自己評価委員会」を中心にして、問題点の洗い出しと対策について検討し、管理部門と連携を図りながら、学生満足度と教育の質的向上に向けて迅速な意思決定に努める所存である。